

路上生活者自立支援事業実施要綱

平成 22 年 7 月 20 日特別区福祉主管部長会決定
平成 25 年 3 月 18 日特別区福祉主管部長会改正
平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉主管部長会改正
令和 5 年 8 月 22 日特別区福祉主管部長会改正
令和 6 年 3 月 25 日特別区福祉主管部長会改正

（目 的）

- 第 1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と呼称することができる。

（定 義）

- 第 2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
- ① 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約（昭和 56 年条約第 21 号）第 1 条又は難民の地位に関する議定書（昭和 57 年条約第 1 号）の規定による難民をいう。
 - ② 福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
 - ③ 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
 - ④ 実施施設：自立支援事業を実施する大綱第 4 に定める路上生活者対策施設をいう。
 - ⑤ 自立支援住宅：大綱第 2 第 1 項第 3 号イの規定により利用者に地域生活移行のための自立生活訓練の場として提供する住宅設備（実施施設への入所が難しい者（女性、性的マイノリティ等）に提供する就労支援のための住宅設備を含む。）をいう。
 - ⑥ 就労支援住宅：物件や土地の広さ等の制約により、実施施設だけでは「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に定める利用定員が確保できない場合に確保する住宅設備をいう。
 - ⑦ 支援会議：自立支援事業利用者の自立プログラムの策定、地域生活移行支援利用者の選定、その他自立支援事業の実施に必要な協議等を行うために、

施設長、施設職員及び職業相談員並びに福祉事務所担当者等でその内容に応じて構成し、施設長が主宰する会議をいう。

⑧ 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。

⑨ 施設長：自立支援事業の管理運営責任者をいう。

⑩ 委託法人：自立支援事業の実施を委託された法人をいう。

（就労支援）

第3 自立支援事業における就労支援は、宿泊援護、相談及び指導とする。

2 宿泊援護の内容は、次のとおりとする。

① 宿所及び生活設備の提供

② 食事及び入浴の提供

③ 衣類及び日用生活用品の提供

④ その他保健衛生や娯楽等のサービス提供

⑤ 前各号のほか、自立支援住宅及び就労支援住宅において就労支援を実施する場合は、以下の支援を行う。

ア 住宅設備及び生活用具の提供

イ 日常生活状況の把握及び指導の実施

ウ 通所指導

3 相談及び指導の内容は、次のとおりとする。

① 就労準備に向けた支援

② 就労又は転職に関する相談及び指導（以下「職業相談」という。）

③ 就労の継続に向けた支援

④ 生活相談及び日常生活管理指導

⑤ 健康の維持・回復等の相談及び健康管理指導

⑥ その他法律相談、住宅相談等の専門相談

4 職業相談のほか、就労に向けた支援として、求職情報の提供、技能訓練、職場体験講習等の機会の提供などの便宜を提供する。

（地域生活移行支援）

第4 大綱第2の地域生活移行支援は、前第3の就労支援のうち宿泊援護について、宿所及び生活設備の提供を自立支援住宅において実施するものとし、食事及び入浴の提供は原則として実施しない。

2 地域生活移行支援では、利用者を自立支援住宅に入居させ、日常生活を営ませるとともに、次の支援を行う。

① 自立支援住宅設備及び生活用具の提供

② 日常生活状況の把握及び指導の実施

③ 就労継続等に関する相談及び指導の実施

④ 住宅相談その他地域生活移行に向けた支援

- 3 前項の支援のほか施設長が必要と判断した場合は、実施施設において利用者に提供されている全てのサービスを提供することができる。

(自立プログラム等)

第5 利用者が、自らの意思と行動により就労することによって、地域において安定した生活を営むことができるよう、大綱に定める路上生活者緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）による基礎アセスメントを踏まえ、計画的な支援を実施するために次に掲げる支援を含む自立プログラムを作成する。

- ① 就労準備に関する支援
- ② 職業相談に関する支援
- ③ 就労継続に関する支援
- ④ 地域生活移行準備に関する支援
- ⑤ 転宅に関する支援

2 施設長は、支援の進捗又は利用者の状況に合わせるため、第6のアセスメント結果を踏まえ、自立プログラムの見直しを行う。

3 自立プログラムは、第2第1項第7号に規定する支援会議における検討を経て、施設長が利用者と共同で作成、見直しを行う。

(アセスメント)

第6 自立支援事業利用者の個々の状況に即して最適の支援計画を作成していくために、緊急一時保護事業における基礎アセスメントのほか、支援の進捗に合わせて次のアセスメントを行う。

- ① 就労準備に関するアセスメント
- ② 職業相談に関するアセスメント
- ③ 就労継続に関するアセスメント
- ④ 地域生活移行準備に関するアセスメント

2 アセスメントは、利用者の希望及び意思を反映させるため、施設長が利用者と共同で作成する。

3 施設長は、アセスメントの結果を福祉事務所に適宜報告しなければならない。

(自立支援事業の実施)

第7 実施施設、自立支援住宅及び就労支援住宅（以下「施設」という。）の管理及び東京都が確保調整する自立支援住宅及び就労支援住宅の借上げ並びに設備品の管理は、基本的に委託法人において行う。

2 第3から第6までの自立支援事業を行うにあたって、委託法人は福祉事務所、保健所、公共職業安定所及び協力医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。

3 前項の関係機関は、委託法人の行う支援に、十分協力するものとする。

- 4 東京都は、自立支援事業における就労支援が円滑に行えるよう、職業相談員の確保及び国が実施するホームレス等就業支援推進事業受託団体等との連携体制の確保に関する調整を行うものとする。
- 5 東京都は、自立支援事業における地域生活移行支援を円滑に実施できるよう自立支援住宅を各区均等に確保し、また委託法人等が円滑に借り上げることができるよう、特別区と協議し確保調整を行う。

(利用対象者)

- 第 8 自立支援事業の就労支援の利用対象者は、原則として緊急一時保護事業の利用者で、緊急一時保護事業による基礎アセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者とする。
- 2 自立支援事業の地域生活移行支援の利用対象者は、原則として就労支援の利用対象者で、就労を確保し、自立支援住宅の利用期間中において必要な一定の収入が見込まれる者とする。

(利用期間)

- 第 9 利用者が自立支援事業を利用できる期間は、緊急一時保護事業利用期間を通算して 6 か月を超えないものとする。ただし、地域生活移行支援の利用者が、直ちに居住場所の確保が困難な場合は、アセスメント結果に基づく施設長の意見を参考にし、1 か月を上限として利用期間を延長することができる。
- 2 利用承諾の解除及び利用期間の延長の承諾については、施設長の意見を参考に福祉事務所長が決定する。

(利用の手続き等)

- 第 10 自立支援事業を利用しようとする者は、福祉事務所長に、直接、又は施設長を経由して利用申込をしなければならない。
- 2 利用申込を受けた福祉事務所長は、緊急一時保護事業によるアセスメント結果等に基づき当該利用申込者の状況を調査し、利用対象者であると認めたときは、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく支援決定を踏まえ、利用を承諾するものとする。
- 3 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用承諾を行わないものとする。
 - ① 第 8 の利用対象者に該当しないと認められるとき
 - ② 大綱第 2 第 1 項第 3 号に掲げる目的を達成するについて、不相当と認められるとき
 - ③ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護に該当すると認められるとき
 - ④ 自立支援事業における宿泊援護の利用定員に達しているとき
 - ⑤ 当該申込者が利用することによって、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき

- ⑥ 既に自立支援事業を利用したことがある者の利用申込であって、別に定める再利用の要件に該当しないとき
 - ⑦ その他、自立支援事業の運営上特に支障があると認められるとき
- 4 自立支援事業の地域生活移行支援を利用しようとする者は、支援会議における選定を経なければならない。
- 5 施設長は、支援会議において選定された者について、福祉事務所に報告し、その承認を得て地域生活移行支援の利用の決定を行うものとする。

（利用承諾の解除）

- 第11 福祉事務所長は、第9に規定する利用期間が終了したとき、生活困窮者自立支援法による支援の対象とならなくなったとき又は利用者の居住場所が確保され地域生活に移行したときは、利用の承諾を解除する。
- 2 前項にかかわらず、福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する利用者について、施設長の報告に基づき利用の承諾の解除をすることができる。
- ① 就労による自立の可能性がないと認められるとき
 - ② 長期間の入院等により治療が必要と認められるとき
 - ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症と認められるとき
 - ④ 第13に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したとき
- 3 福祉事務所長は、前項の規定により利用の承諾を解除する場合は、施設長と協議するものとする。
- 4 施設長は、次の各号のいずれかに該当する者については、自立支援住宅の利用期間終了を待たずに地域生活移行支援の利用決定を解除することができる。
- ① 長期間の失職等により就労継続が見込めない場合
 - ② 自立支援事業利用者が就労しているにもかかわらず一定の収入を確保できない場合
 - ③ 自立支援事業利用者が自立支援住宅利用中に遵守すべき事項に著しく違反した場合

（利用者負担）

- 第12 この要綱に基づき委託法人が実施する自立支援事業については、利用者負担を求めない。ただし、地域生活移行支援により自立支援住宅を利用する利用者の飲食物費は、原則自己負担とする。
- 2 施設長は、自立支援事業により利用者に給付されるものを除き、利用者の地域生活に必要な経費等について、利用者の依頼に基づき利用者から納付させ、別に定めるところにより管理することができる。
- 3 施設長は、地域生活移行支援利用者に対し、居住費その他の地域生活移行に必要な経費相当額（自立促進積立金）を納付させ、別に定めるところによ

り管理することを原則とする。

(利用者の遵守事項)

第 1 3 利用者は次の事項を遵守するものとする。

- ① 施設内において実施する生活相談及び指導、健康診断、アセスメントの実施に協力し、生活習慣や健康の回復に努力すること
- ② 福祉事務所長及び施設長の指導にしたがい社会復帰に努力すること
- ③ 医師等の指示に基づかない薬物を使用しないこと
- ④ 酒類を飲まないこと
- ⑤ 無断で外出又は外泊したり、施設内に部外者を立ち入らせないこと
- ⑥ けんか口論をしないこと
- ⑦ 施設内にみだりに印刷物を掲示しないこと
- ⑧ 施設内に危険物を持ち込まないこと
- ⑨ 施設内の設備や物を壊したり、施設外に持ち出さないこと
- ⑩ 指定された場所以外で、火気使用及び喫煙しないこと
- ⑪ 収入が発生する場合は、施設長に申告すること
- ⑫ 金銭の賃借をしないこと
- ⑬ 浪費をつつしみ、賭け事をせず、預貯金に努めること
- ⑭ 共同生活の場の清潔と秩序維持に必要な職員の指示に従うこと
- ⑮ その他、施設長が定める事項を遵守すること

2 自立支援住宅又は就労支援住宅に入居する自立支援事業利用者及び地域生活移行支援利用者は、前項に定める遵守事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 自立支援住宅又は就労支援住宅が存する地域のルールに従い、近隣住民に対し迷惑になるような行為を行わないこと
- ② 自立支援住宅又は就労支援住宅の内外を清潔に保つこと
- ③ 定められた時に自立促進積立金を納付すること

(施設長の責務等)

第 1 4 施設長は、利用の承諾がされた者につき、正当な理由なくその利用を拒んではならない。

- 2 施設長は、常に、利用者の就労による自立を支援するよう努めなければならない。
- 3 施設長は、就労状況等利用者の自立に向けての取組状況を常に把握し、福祉事務所長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、第 1 1 に定める利用承諾の解除を伴う協議を行うときは、支援会議を主宰し、これに福祉事務所職員の参画を得るものとする。
- 5 施設長は、前項に定めるほか、必要に応じて、利用者についてのケース会議に福祉事務所職員の参加を求めることができる。
- 6 施設長は、第 3 第 2 項第 5 号の支援にあたり、あらかじめ訪問相談支援業

務計画を策定するとともに、その必要な体制を確保しておかなければならない。

- 7 施設長は、前項に定める訪問相談支援業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。
- 8 施設長は、利用者について、第11に該当する事由が生じたと認めるときは、速やかに福祉事務所長に報告するとともに、利用承諾の解除を求めることができる。
- 9 施設長は、地域生活移行支援を行うにあたっては、次に掲げる各号についての責務を負う。
 - ① 支援会議を主宰し、その結果に基づき地域生活移行支援利用者の選定を行うこと
 - ② 利用者の自立支援住宅での生活状況及び就労状況を把握し、その評価を行うこと
 - ③ 利用者に自立促進積立金の納付を励行させるとともに、積立金を適正に管理すること
 - ④ 自立支援住宅における支援を終了した利用者について、支援方針を福祉事務所と協議し、必要な措置を講じること

（委託法人の責務等）

- 第15 委託法人は、自立支援事業を実施するにあたっては、施設の適正な管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕及び法令に定める点検業務などの責務を負う。
- 2 委託法人は、就労支援及び地域生活移行支援を実施するにあたり、自立支援住宅又は就労支援住宅を確保するため、東京都の確保調整に基づき、賃貸契約を締結する。
 - 3 委託法人は、事業運営協議会が定める「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に基づき自立支援住宅において日常生活を営むに必要な用具・設備を備えるとともに、維持管理に努める。
 - 4 委託法人は、自立支援事業を実施するにあたり、相談記録のほか利用者に関する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。
 - 5 委託法人は、自立支援事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。
 - 6 委託法人は、毎月及び自立支援事業終了時、自立支援事業の運営に関して、速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

（職 員）

- 第16 委託法人は、自立支援事業を実施するため、自立支援施設職員配置基準に基づき施設長、事務員、指導員、相談員、医師、看護師、その他必要と認められる職員を置かなければならない。
- 2 前項の職員については、施設長を除き、自立支援事業の運営に支障を生じ

ない範囲で非常勤職員とすることができる。

3 職員の配置基準は、事業運営協議会が協議のうえ、別に定める。

(委 任)

第17 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月10日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日特別区厚生部長会決定)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 路上生活者自立支援事業実施要綱(平成15年10月10日付、以下「旧要綱」という。)は、平成20年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づき自立支援事業の利用承諾を得ている者については、この要綱第9による利用承諾を得た者とみなす。

附 則 (平成22年7月20日特別区福祉主管部長会決定)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3ブロック、第4ブロック及び第5ブロックにおける自立支援事業については、当分の間、従前の例により実施するものとする。

附 則 (平成25年3月18日特別区福祉主管部長会決定)

平成22年7月20日付特別区福祉主管部長会決定にかかる附則ただし書きは、すべての緊急一時保護センターの事業終了に伴い、平成25年2月1日付で廃止する。

附 則 (平成27年3月17日特別区福祉主管部長会決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定)

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

- 2 施行日以前に実施する自立支援事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。

附 則 （令和 6 年 3 月 2 5 日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 3 1 日以前に自立支援事業の利用承諾された者については、改正前の要綱を適用するものとする。
- 3 令和 5 年 8 月 2 2 日特別区福祉主管部長会決定にかかる附則第 1 項を令和 6 年 4 月 1 日から施行すると改正する。

路上生活者自立支援事業実施細目

平成 22 年 7 月 20 日特別区福祉事務所長会決定
平成 25 年 3 月 18 日特別区福祉事務所長会改正
平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉事務所長会改正
令和 5 年 8 月 14 日特別区福祉事務所長会改正
令和 6 年 3 月 25 日特別区福祉事務所長会改正

1 目 的

路上生活者自立支援事業実施細目（以下「細目」という。）は、路上生活者自立支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）の実施に関する事項のうち、実施要綱に定める事項を補完し、自立支援事業運営を円滑に行うことを目的とする。

2 定 義

- (1) 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約（昭和 56 年条約第 21 号）第 1 条又は難民の地位に関する議定書（昭和 57 年条約第 1 号）の規定による難民をいう。
- (2) 福祉事務所：各特別区において、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
- (3) 福祉事務所長：前 2 (2) に定める部署の長をいう。
- (4) 実施施設：自立支援事業を実施する大綱第 4 に定める路上生活者対策施設をいう。
- (5) 自立支援住宅：大綱第 2 第 1 項第 3 号イの規定により利用者に地域生活移行のための自立生活訓練の場として提供する住宅設備（実施施設への入所が難しい者（女性、性的マイノリティ等）に提供する就労支援のための住宅設備を含む。）をいう。
- (6) 就労支援住宅：物件や土地の広さ等の制約により、実施施設だけでは「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に定める利用定員が確保できない場合に確保する住宅設備をいう。
- (7) 支援会議：自立支援事業利用者の自立プログラムの策定、地域生活移行支援利用者の選定、その他自立支援事業の実施に必要な協議等を行うために、施設長、施設職員及び職業相談員並びに福祉事務所担当者等でその内容に応じて構成し、施設長が主宰する会議をいう。
- (8) 事業運営協議会：大綱第 7 に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路

上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。

(9) 施設長：自立支援事業の管理運営責任者をいう。

(10) 委託法人：自立支援事業の実施を委託された法人をいう。

3 支援の内容

施設長は、次により支援を行う。この場合、就労支援住宅が設置されている実施施設においては、施設長が就労支援住宅での支援が可能と判断した者について、就労支援を就労支援住宅で実施することができる。

(1) 就労支援

ア 宿泊援護

① 宿所及び生活設備の提供

施設長は利用者に対し、「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に定める居室及び設備を提供する。

② 食事及び入浴の提供

(ア) 食事は、実施施設内の定められた場所で、1日3食を就労開始日から2か月まで提供することを原則とする。ただし、施設長が大綱第1に定める趣旨に則り、特に必要と認める場合は、就労開始日から2か月間に加え施設長が必要と認める期間食事の提供、又は食事代相当額の支給を延長することができる。

(イ) 求職活動、就労、通院、その他関係機関での手続き等により、実施施設内で食事をとることができない場合及び施設長が適当と認める場合は、食事代相当額を現金で給付することができる。

(ウ) 週3回以上の入浴機会を提供し、夏季等には入浴回数の増加、シャワー浴の提供等により清潔の確保に努めるものとする。

③ 衣類及び日常生活用品の提供

(ア) 日常の衣類及び日用品を現物で支給する。

(イ) 求職活動に必要な衣類等を貸与又は給付する。

(ウ) 日常生活に必要な共用日用品については、施設に予め備え付け、供用する。

(エ) 日常生活に必要な消耗品等に供するため、1日400円を上限として日用品費を支給する。

④ その他保健衛生や娯楽等のサービス提供

(ア) 衣類の洗濯設備を提供する。

(イ) 理髪の機会を提供する。

(ウ) 利用者の教養、娯楽、就労意欲の喚起のため、実施施設内にテレビ、新聞、図書のほか、求人情報誌等を設置し、提供する。

⑤ 住宅における支援

前3(1)ア①から④までにかかわらず、利用者を就労支援住宅に入居させた場合又は5(1)オにより自立支援住宅に入居させた場合には次の

支援を行う。

(ア) 住宅設備及び生活用具等の提供

施設長は、「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」第8の2及び第9の規定に基づき、日常生活を営むに必要な用具・設備を自立支援住宅及び就労支援住宅に備え利用者に提供するほか、当座の生活に必要な什器類（食器、調理用品、入浴用品等）等を給付する。

(イ) 食事の提供

食事は、1日3食を提供することを原則とする。ただし、施設長が適当と認める場合は、食事代相当額を現金で給付することができる。

(ウ) 衣類及び日常生活用品の提供

- a 日常の衣類及び日用品を原則として現物で支給する。また、3（1）ア③（ウ）及び（エ）として1日600円を上限とする日用品費を支給する。
- b 求職活動に必要な衣類等を貸与又は給付する。

(エ) 日常生活状況の把握及び指導の実施

- a 実施施設に訪問相談員を配置し、週1回以上自立支援住宅又は就労支援住宅を訪問して生活状況や就労状況等の把握と相談・指導を行う。訪問に当たっては、利用者の就業時間等に配慮する。
- b 利用者が法律相談等の専門相談を必要とするときは、実施施設に通所させ、相談・指導を行う。
- c 訪問・通所による相談のほか、電話等による相談にも応ずることとする。

(オ) 通所指導

利用者が実施施設に通所すべき時期に通所が滞る場合など、必要に応じて職員が訪問し、通所するよう指導する。

(カ) その他保健衛生や娯楽等のサービス提供

- a 理髪の機会を提供する。
- b 利用者の教養、娯楽、就労意欲の喚起のため、実施施設内に新聞、図書のほか、求人情報誌等を設置し、提供する。

イ 相談及び指導

施設長は、4（1）により作成した自立プログラムに基づき、次に掲げる事項の相談及び指導を行う。

① 就労準備に向けた支援

(ア) 職歴・生活歴の確認

利用者から職歴・生活歴を聴取し、就労、地域生活移行に向けての目標を設定し、課題を整理する。

(イ) 職業適性・能力等の確認

利用者の就労に向けた動機づけを行い、求職希望を具体化させていくために、必要に応じて職業能力・適性、性格特性等に関する各種検査を実施する。

(ウ) 住民登録・年金等の確認と手続支援

利用者が住民登録・住民基本台帳カード発行、年金手帳の取得などの各種手続を進めることができるよう支援する。

(エ) 銀行口座の開設等

利用者が給与振込み等に必要な銀行口座を開設し、連絡手段確保のための携帯電話取得などの支援を行う。

(オ) 就労ガイダンスの実施

労働市場の動向、ハローワークへの求職登録の方法、履歴書の書き方、面接の受け方等の就労前教育を行い、求職活動への円滑な移行のための支援を行う。

(カ) ハローワークでの求職登録

利用者が求人情報の検索、職業紹介を受けるために、ハローワークでの求職登録を支援する。

(キ) 交通費実費の支給

利用者が実施施設に通所して相談等の支援を受けるとき及び福祉事務所、年金事務所その他必要な手続を行うために関係機関に行く必要があるときには、交通費実費を支給することができる。

② 就労又は転職に関する相談及び指導（以下「職業相談」という。）

(ア) 職業相談

原則として職業相談員が相談面接を行い、利用者の希望及び適性・能力を考慮し、ハローワーク等から適職のあっせん・紹介を受け、就職が円滑に決定できるよう支援する。

(イ) その他就労支援団体等との連携

職業適性・能力を勘案し、ハローワーク等での求職活動が困難と判断される場合には、就労支援団体等への登録やあっせん等により支援する。

(ウ) 求職時交通費の支給

利用者が求職活動を行うために関係機関、求人事業所等に行く必要があるときには、交通費実費を支給することができる。

(エ) 身元保証人の確保に関する相談助言

利用者の就職時に身元保証人が必要とされる場合には、親族との関係修復等、身元保証人の確保に向けて相談助言を行う。

(オ) 雇用条件の確認と助言

利用者の就労が決定した場合、その雇用契約等雇用条件を確認するとともに、社会保険の加入状況や職場環境等の情報を把握し、就労の安定継続に向けた助言を行う。

(カ) 就労時臨時経費の貸付

利用者が就労に際して、通勤定期や作業用衣類等を必要とする場合は、施設長は当該費用又は物品を貸し付けることができる。

(キ) 就職支度金の支給

ハローワーク、就労支援団体の紹介に基づき就労を開始し、就労の開始を証する書類を提出できる場合は、生活保護法の基準額に準じる就職

支度金を支給することができる。

(ク) 転職又は再就労に関する支援

雇用条件等が利用者の生活の安定継続に適さないと判断される場合、雇用条件の改善を図るため、転職に向けた支援を行う。ただし、転職の結果、利用期間内での地域生活移行が困難と想定される場合には、福祉事務所に報告し、対応を協議する。又は利用者が離職をした場合には、その要因を把握するとともに、失職要因の改善を図り、再就職に向けた支援を直ちに開始する。

③ 就労継続に関する支援

(ア) 勤務状況の把握

利用者の勤務状況を常に把握し、遅刻早退を避けるなど勤務継続可能な生活の習慣化、職場における良好な人間関係形成について相談支援を行う。

(イ) 就労の安定維持に向けた支援

定期的に面接相談を行い、利用者の勤務先の職場環境、人間関係に関する状況を把握し、必要に応じて職場内でのコミュニケーション、職務への定着等について助言する等、就労の安定継続が可能になるよう支援する。

(ウ) 余暇行動に関する支援

就労時の環境変化に対し精神的な安定を維持するため、余暇行動について相談、助言を行うほか、必要に応じて各種社会資源の活用、関係機関との連携を通じて支援を行う。

(エ) 預かり金

利用者の就労収入等の現金及び預金通帳等については、利用者の依頼に基づき、委託法人の定める規程により、施設長が預かり、積み立て、管理する。

④ 生活相談及び日常生活管理指導

(ア) 基本的な生活習慣の確立

定められた時間に食事、睡眠をとる等生活リズムを整え、就労に向けた生活習慣を確立する。

(イ) 居室の整理整頓、清掃

定期的に整理整頓、清掃を実施し、清潔な生活を維持する。

(ウ) 整容の維持

定期的入浴、洗濯等の実施及び理髪、身だしなみ等の整容を維持する。

(エ) 対人関係の維持

集団生活、社会生活のルールに沿った生活意識、態度を涵養することにより、利用者間及び職場並びに職員との良好な対人関係を維持する。

(オ) 生活費に関する助言及び指導

就労により収入が発生した場合、自立支援事業終了後の地域生活を想定し、家計収支に関する助言及び指導を行う。

⑤ 健康の維持・回復等の相談及び健康管理指導

(ア) 健康相談の実施

利用者の心身の健康状態の維持、改善のため、定期的に医師及び看護師による健康相談を実施する。

(イ) 服薬管理

施設長は、利用者が服薬を必要とするときは、必要に応じて服薬の確認をすることができる。

(ウ) 嗜癖問題への初期介入

アルコール、薬物、ギャンブル等への依存性の嗜癖問題が疑われる場合は、福祉事務所に報告し、協議の上専門医療機関での受診に向けて支援する。自助グループの利用等、継続的に治療等が必要とされる場合は、福祉事務所に報告し、対応を依頼する。

(エ) 通院治療

利用者が健康相談の結果等により通院治療が必要となったときは、福祉事務所に報告し、協議の上、8(1)により利用者が定期的に通院治療できるようにする。

(オ) 通院交通費の立替

前3(1)イ⑤(エ)の通院治療時に要する移送費等は、福祉事務所から支給されるまでの間、施設長は必要に応じて立替払いをすることができる。

⑥ その他法律相談、住宅相談等の専門相談

(ア) 債務整理に関する相談

債務整理を行うとともに、債務による生活破綻を回避するため、金銭管理等生活管理に関する支援を行う。

(イ) 心理相談

就労及び就労継続に際し、利用者の精神的な安定の維持に向けて、必要に応じて心理相談を実施する。

(ウ) 障害等他法関連の活用

心身の障害等が想定される場合には、医師、看護師、心理相談員等の意見をもとに福祉事務所に報告し、手帳取得等の対応について協議し、障害者施策等の支援が受けられるようにする。

(エ) 住宅情報の提供

利用者の希望や生活状況、就労先、収入等に基づき、住宅相談員は適切な民間賃貸住宅の情報を、東京都は公営住宅の情報を提供する。

(オ) 入居手続等契約に関する支援

住宅入居のための契約・手続に際して、賃貸保証及び緊急連絡先確保等に関する必要な支援を行う。

(カ) 退所時一時金（敷金、礼金等）及び家具什器費等の支給

利用者が転宅するに際して、施設長が必要と判断する場合は、退去時に敷金・礼金等の一時金及び家具什器費並びに寝具費（以下「一時金等」という。）を支給することができる。ただし、生活保護を受給し、敷金

等の一時扶助が支給される場合には支給しない。

一時金等の支給額については、敷金、礼金等の合計額の2分の1の額と、生活保護法による一時扶助基準額の2分の1の額を比較し、いずれか低い額を限度とする。また、家具什器費及び寝具費はそれぞれの合計額と生活保護法による一時扶助基準額を比較し、いずれか低い額を限度とする。

利用者が退所時一時金から不動産業者に敷金、礼金等を支払うときには、住宅相談員又は生活相談指導員が同行する。

5(1)ウ③に定める自立支援事業を再利用する者であって、過去に一時金等の支給を受けた者は原則として一時金等を支給しない。

ただし、退所時一時金の支給額及び再支給について、事業運営協議会が認める場合はこの限りではない。

(2) 地域生活移行支援

施設長は、就労自活、地域生活移行のために利用者を自立支援住宅に入居させ、日常生活を営ませるとともに、次の支援を行う。

ア 自立支援住宅設備及び生活用具等の提供

- ① 施設長は、「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」第8の2の規定に基づき、日常生活を営むに必要な用具・設備を自立支援住宅に備え利用者に提供するほか、当座の生活に必要な什器類(食器、調理用品、入浴用品等)等を給付する。
- ② 施設長が必要と認める場合は、利用者が就労による給料支払いを受けるまでの期間を勘案し、原則就労開始日から2か月間は食事の提供、又は食事代相当額の支給を行うことができる。ただし、施設長が大綱第1に定める趣旨に則り、特に必要と認める場合は、就労開始日から2か月間に加え施設長が必要と認める期間食事の提供、又は食事代相当額の支給を延長することができる。
- ③ 施設長が必要と認める場合は、自立支援住宅を利用中も3(1)ア③(ウ)及び(エ)として1日600円を上限とする日用品費又は現物を支給することができる。

イ 日常生活状況の把握及び指導の実施

- ① 実施施設に訪問相談員を配置し、週1回以上自立支援住宅を訪問して生活状況や就労状況等の把握と相談・指導を行う。訪問にあたっては、利用者の就業時間等に配慮する。
- ② 利用者が法律相談等の専門相談を必要とするときは、実施施設に通所させ、相談・指導を行う。
- ③ 訪問・通所による相談のほか、電話等による相談にも応ずることとする。

ウ 就労継続等に関する相談及び指導の実施

就労継続、再就労等に問題が生じた場合、通所による職業相談や、国が実施するホームレス等就業支援推進事業受託団体等と連携した支援を行う。

エ 住宅相談その他地域生活移行に向けた支援

- ① 地域生活移行のために必要な住宅確保について、住宅相談員は、転居先（公営、民間住宅）情報の提供等の支援を行う。
- ② 利用者が一般住宅に転居する場合、3 (1) イ⑥(カ)に定める一時金等を支給する。
- ③ 施設長が必要と認める場合は、保証人の確保、引越し等の支援を行うことができる。

オ その他の支援

- ① 施設長が必要と判断した場合は、前3 (2) アからエまでの支援のほかに実施施設において利用者に提供されている宿泊援護、就労に関わる相談、法律相談・住宅相談等のサービスを提供することができる。
- ② 利用者に対し、実施施設や他の機関に通所して相談等の支援を受けられるよう、必要な交通費を支給することができる。

4 支援等のスケジュール

(1) 自立プログラムの策定及び支援の実施

ア 施設長は、路上生活者緊急一時保護事業実施細目4に定める基礎アセスメントを踏まえ、自立支援事業利用開始から1週間以内に、自立支援事業利用終了までの支援計画として次に掲げる事項を含む自立プログラムを作成する。ただし、次の4 (1) ア⑤については自立支援住宅で自立支援事業の利用を開始した者については適用されない。

- ① 自立に向けての利用者の目標
- ② 実施要綱第5に定める支援内容
- ③ 支援を実施する期間
- ④ 支援の担当者、活用する相談機関、又は専門相談員
- ⑤ 自立支援住宅利用の適否

イ 施設長は、自立プログラムに基づき3に定める支援を計画的に実施しなければならない。

(2) アセスメントの実施

利用者の適性、能力を判断し、支援状況とその結果を利用者と共有しつつ、自立プログラムの適切な実施を図るため、次のアセスメントを作成する。

ア 就労準備に関するアセスメント

3 (1) イ①のうち、(ア)及び(イ)で確認した内容及び(ウ)から(キ)までの支援実施時の利用者の行動を確認・評価し、原則として自立支援事業利用開始時から1か月以内に就労準備に関するアセスメントを作成する。

イ 職業相談に関するアセスメント

3 (1) イ②の支援実施時の利用者の行動を確認・評価し、原則として職業相談開始時より1か月以内に職業相談に関するアセスメントを作成する。

ウ 就労継続に関するアセスメント

3 (1) イ③の支援実施時の利用者の行動を確認・評価し、原則として就労開始時から1か月、退所予定日の1か月前の2回、就労継続に関するアセス

メントを作成する。

エ 地域生活移行準備に関するアセスメント

3 (1)イ④及び⑤の支援実施時の利用者の行動を確認・評価し、原則として自立支援住宅利用開始(自立支援住宅で自立支援事業の利用を開始した者については地域生活移行支援事業開始)から1か月、退所予定日の1か月前の2回、地域生活移行準備に関するアセスメントを作成する。

オ その他専門相談員による意見

職業相談員、法律相談員、心理相談員、住宅相談員等の専門相談員を活用し、支援を実施した場合には、各相談員から支援の実施状況に関する意見書を提出させ、前4(2)アからエまでのアセスメントに添付し、資料とする。

(3) 自立プログラムの検証評価

ア 施設長は、支援会議を定期的開催し、自立プログラムの実施状況と各アセスメントの内容を確認し、必要に応じて自立プログラムの見直しを図らなければならない。

イ 見直しの結果、自立プログラムの変更を行う場合には、利用者と十分に協議を行い、同意を得なければならない。

(4) 福祉事務所への報告と承認

施設長は自立プログラムを作成又は見直しの際に、更生施設入所等による生活保護の実施等、福祉事務所長の判断を必要とする場合には、事前に報告し、承認を得なければならない。

5 利用承諾

(1) 利用対象者

ア 利用対象者は、次に掲げる者とする。

① 緊急一時保護事業の利用者

② 特別区内で現に路上で生活している者、又はそのおそれのある者

イ 前5(1)ア①に掲げる者は、路上生活者緊急一時保護事業実施細目4(2)に規定する評価アセスメント会議の結果を踏まえたうえ、原則として次に掲げる要件をすべて満たすと福祉事務所長が認めた者とする。

① 就労意欲、能力があり、就労に支障のある疾病がなく、早期の自立が見込まれる者

② 実施施設における集団生活や求職活動等に支障がないと判断される者

ウ 5(1)ア②に掲げる者は、原則として、前5(1)イと同等の要件を満たす者であって次に掲げる要件に該当し、福祉事務所長が緊急一時保護事業の利用を要しないと認める者とする。

① 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援の対象者であること。

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症であって、集団生活により感染拡大のおそれのある疾患に罹患していないこと。

- ③ 緊急一時保護事業又は自立支援事業を過去に利用したことがある場合は、緊急一時保護事業及び自立支援事業の直近の利用承諾解除の日から起算し原則として3か月以上経過していること。

ただし、緊急一時保護事業又は自立支援事業利用中に路上生活者緊急一時保護事業実施要綱第9第2項第1号又は実施要綱第11第2項第2号の規定により利用承諾が解除された者について、福祉事務所長が施設長と協議のうえ、退院後直ちに入所承諾をする場合はこの限りではない。

- ④ 前5(1)ウ①から③までに加え、他の利用者、近隣地域等に対する迷惑行為により、緊急一時保護事業又は自立支援事業利用の承諾を解除されていないこと。

エ 前5(1)ウ②から④までに定める要件については、事業運営協議会が認めた場合は、その限りではない。

オ 実施施設への入所が難しい者（女性、性的マイノリティ等）については、前5(1)アからエまでに加え、福祉事務所長が、自立支援住宅の利用が可能と判断したものを利用対象者とする。この場合において、就労支援は自立支援住宅で実施することとする。

カ 前5(1)オの「実施施設への入所が難しい者」の判断については、福祉事務所長が、本人の意向を踏まえて、必要な配慮を行った上で、実施施設での支援とするか、自立支援住宅での支援とするかを決定する。

キ 地域生活移行支援の利用対象者は、次に掲げる者とする。

- ① 実施施設、自立支援住宅又は就労支援住宅を現に利用している者であって、居住場所を確保し地域生活に移行するまで一定期間の準備又は指導が必要な者
- ② 現に路上生活をしている状況ではあるが、福祉事務所長が、緊急一時保護事業を利用することなく地域生活移行支援を行うことにより円滑な地域生活への移行が見込まれると判断した者
- ③ 路上生活状況、又はそのおそれのある者で、現に就労しており、就労自立が見込まれる対象者であって、福祉事務所長が地域生活移行支援の利用が必要かつ適当と認める者
- ④ 緊急一時保護事業、地域生活継続支援事業等の利用者であって、福祉事務所長が地域生活移行支援の利用が必要かつ適当と認める者

(2) 利用期間の取扱

ア 利用期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び職員の勤務時間条例に規定する年末年始の休日にあたる場合は、事由に該当する日の翌日を利用期間の末日とする。

イ 福祉事務所長は、利用期間を延長する場合、別に定める利用期間延長通知書及びその写しにより、利用者及び施設長に通知するものとする。

(3) 利用手続

ア 自立支援事業利用の希望があった場合は、福祉事務所長は次に掲げる事項により対応する。

① 緊急一時保護事業利用者にあつてはアセスメント結果により確認する。
5 (1) オによる利用にあたり、別に定める就労・自立支援住宅利用における確認事項一覧により自立支援住宅の利用が可能か判断し、福祉事務所、委託法人及び利用者による三者面談を福祉事務所等において実施する。また、現に路上生活をしている者等にあつては、別に定める調査書により利用希望者の状況等について調査する。

② 利用希望者が対象として適当であると判断した場合、施設長と協議のうえ、利用者から別に定める誓約書を徴し、別に定める利用承諾書により利用を承諾する。

③ 利用の承諾後、直ちに別に定める利用通知書を作成し、施設長へ通知する。

④ 前5 (3) ア③の通知後、福祉事務所長は、また5 (1) ア②に定める利用者については必ず職員が同行し、その他の利用者については必要に応じて職員の同行により、実施施設へ移送するものとする。

イ 大綱第2第1項第1号に定める路上生活者巡回相談事業（以下「巡回相談事業」という。）実施時に、自立支援事業利用の希望があつたときは、施設長は利用希望者の現在状況を確認のうえ、次により対応する。

① 利用希望者が対象として適当であると判断した場合、福祉事務所長の了承のもとに、当該対象者から別に定める利用申込書及び誓約書を徴し、福祉事務所長に進達する。

② 福祉事務所長は、また、5 (1) ア②に定める現に路上生活をしている者として対応する。施設長は、当該利用者を実施施設へ移送する。

ウ 施設長は、当該利用者について別に定める入所通知書を利用承諾した福祉事務所長に通知する。

エ 施設長は、3 (1) ア⑤による利用においては就労支援住宅、又は5 (1) オによる利用においては自立支援住宅の利用希望者から別に定める就労・自立支援住宅利用申込書を徴し、利用を決定したときは就労・自立支援住宅利用決定通知書により、また利用を延長・終了したときは就労・自立支援住宅利用延長・終了通知書により福祉事務所長に通知する。

オ 地域生活移行支援の利用の希望があつた場合、別に定める就労・自立支援住宅利用申込書を徴し、施設長は次に掲げる事項により対応する。

ただし、3 (1) ア⑤による就労支援住宅又は5 (1) オによる自立支援住宅に入居している者は就労開始をもって地域生活移行支援の利用とみなす。

① 現に実施施設を利用している者については、支援会議で事業効果が期待できると判断した場合、施設長は利用を決定する。

② 5 (1) キ②から④までに定める利用対象者については、福祉事務所長の自立支援事業の利用承諾を得たうえで、支援会議で自立支援事業利用の適否を判定し、施設長が利用を決定する。

③ 施設長は、地域生活移行支援の利用を決定したときは就労・自立支援住宅利用決定通知書により、また利用を延長・終了したときは就労・自立支

援住宅利用延長・終了通知書により福祉事務所に通知する。

カ 5 (3) アからオまでにかかわらず、事業運営協議会が必要と認めるときは、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）は自立支援事業利用について調整を行う。

(4) 利用承諾の解除の取扱

ア 福祉事務所長は、実施要綱第 11 の規定に基づき、利用の承諾を解除する場合には、別に定める利用解除通知書により利用者に通知するものとする。

イ 実施要綱第 11 に規定する利用承諾解除の要件の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- ① 実施要綱第 9 に規定する利用期間が終了したときとは、利用承諾の期間及び利用延長の期間が終了したときとする。
- ② 前 5 (4) イ①に関わらず、利用者の居住場所が確保され地域生活に移行したとき、その他転出先が決定したとき等は、利用承諾期間内であっても利用承諾を解除するものとする。
- ③ 実施要綱第 11 第 2 項第 1 号に規定する自立の可能性がないと認められるときとは、当該利用者が、自立支援事業における支援では、自立に至ることが困難と判断される場合とする。
- ④ 実施要綱第 11 第 2 項第 2 号に規定する長期間の入院等により治療が必要と認められるときとは、概ね 2 週間を超えて入院が必要なときとする。施設長は、入院期間が 2 週間を超えた場合及び 2 週間以内の短期入院であっても退院後就労が困難な場合は、利用を承諾した福祉事務所長と協議するものとする。
- ⑤ 実施要綱第 11 第 2 項第 4 号に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したときとは、施設長による重なる指導にもかかわらず、遵守事項に反する行為の結果、集団生活を混乱させるとき、近隣に迷惑をかけるとき、又は施設の行う指導指示を拒否するときとし、他の利用者や地域との関係、施設運営を阻害すると施設長が判断した場合とする。

ウ 前 5 (4) イ①、④及び⑤により利用承諾解除を要する場合は、施設長は福祉事務所長に利用承諾を解除すべき経過、理由を報告しなければならない。

エ 福祉事務所長は、前 5 (4) ウの報告に基づき、利用承諾を解除する場合は、施設長と協力して当該利用者を実施施設、自立支援住宅又は就労支援住宅から退所させ、必ず福祉事務所に移送して面接相談を行い、その後の処遇を決定しなければならない。

オ 当該利用者が実施施設、自立支援住宅又は就労支援住宅を退所したときには、施設長は福祉事務所長に別に定める退所通知書により通知するものとする。

カ 施設長が、3 (1) ア⑤による就労支援住宅又は 5 (1) オによる自立支援住宅の利用者を実施要綱第 11 の規定に基づき、利用の承諾を解除する場合には、別に定める就労・自立支援住宅利用決定解除通知書により利用者に通知するものとする。

キ 実施要綱第 1 1 第 4 項に定める地域生活移行支援の利用承諾の解除の要件の詳細は、次に掲げるとおりとする。

① 実施要綱第 1 1 第 4 項第 1 号に規定する長期間の失職等により就労継続が見込めない場合とは、失職期間が概ね 1 か月を超える場合をいう。

② 実施要綱第 1 1 第 4 項第 2 号に規定する自立支援事業利用者が就労しているにもかかわらず一定の収入を確保できない場合とは、就労しているが、2 か月以上にわたってその収入が生活保護基準を上回らない場合をいう。

③ 実施要綱第 1 1 第 4 項第 3 号に規定する自立支援事業利用者が遵守すべき事項に著しく違反したときとは、施設長による重なる指導にもかかわらず、自立促進積立金の納付を怠る、飲酒等により近隣住民に対し迷惑をかける等の自立支援事業目的に反する行動をとり、地域との関係、自立支援事業の円滑な実施を阻害すると施設長が判断した場合とする。

ク 施設長は、自立支援住宅又は就労支援住宅の利用期間が終了した場合又は自立支援住宅又は就労支援住宅の利用決定の解除を行った場合は、当該利用者を速やかに自立支援住宅又は就労支援住宅から退去させるとともに福祉事務所に報告する。

ケ 施設長は、自立支援住宅又は就労支援住宅を退去した者について、実施要綱第 1 1 の規定により自立支援事業の利用承諾の解除があった場合を除き、引き続き実施施設において宿泊援護を行うものとする。

6 記録及び報告

(1) 施設長は、利用者の状況や相談助言の内容等を、別に定める相談記録簿に記録しておかなければならない。

(2) 施設長は、自立プログラム、アセスメントを作成後、速やかに福祉事務所に報告しなければならない。

(3) 施設長は、別に定める利用者台帳を設け、自立プログラム及び相談記録簿とともに適切に管理しなければならない。

(4) 施設長は、業務の実施状況、実績その他必要な情報を事業運営協議会に提供しなければならない。

7 支援方針の決定等

(1) 福祉事務所長は、施設長から 3 (1) イ⑤ (ア) に定める健康相談の結果、感染症、入院その他の対応が求められるときは、直ちに実情を把握し、適切な対応を行うものとする。

(2) 福祉事務所長は、5 (2) に基づき利用期間の延長を行う場合は、施設長と事前に協議しなければならない。

(3) 福祉事務所長は、施設長から 5 (3) イに基づく自立支援事業利用の進達があった場合及び 5 (4) エに基づき利用承諾の取消しに関して報告があったときは、速やかに調査し、方針を決定するとともに適切な対応をしなければならない。

らない。

8 その他

(1) 医療扶助等の適用

利用者が医療等を要するため、生活保護を適用する場合は、福祉事務所長は、「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」（平成25年都保護課長発出）7に基づき処理するものとする。

(2) 実施施設所在区等との連携

実施施設を円滑に設置・運営するにあたり、実施施設所在区の協力や周辺の地域住民の理解と協力が不可欠なため、委託法人は、東京都、特人厚との連携のもと、実施施設所在区と協力して地域住民等からの苦情や要望等について、速やかに対応するものとする。

(3) 関係機関との連絡調整

施設長は、東京都、特人厚及び事業運営協議会の求めに応じ、各種報告資料等の作成を行う。

(4) 事業運営協議会

この細目に定めのない事項については、事業運営協議会で決定する。

附 則

この細目は、平成12年8月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年9月11日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年7月20日特別区福祉事務所長会決定）

1 「5 利用承諾(1)利用対象者ウ②」中、「3か月以上経過していること」とあるのは、当分の間「6か月以上経過し、かつ、その利用回数は本事業開始より数えて3回を超えておらず、又は当該年度に2回を超えていないこと」と読み替えるものとし、平成21年9月1日から適用する。

2 この細目は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3ブロック、第4ブロック及び第5ブロックにおける自立支援事業については、当分の間、従前の例により実施するものとする。

附 則 （平成 25 年 3 月 18 日特別区福祉事務所長会決定）

平成 22 年 7 月 20 日付特別区福祉事務所長会決定にかかる附則 2 ただし書きは、すべての緊急一時保護センターの事業終了に伴い、平成 25 年 2 月 1 日付で廃止する。

附 則 （平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉事務所長会決定）

この細目は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 8 月 14 日特別区福祉事務所長会決定）

1 この細目は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

2 施行日以前に実施する自立支援事業については、改正前の細目を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の細目を遵守するものとする。

附 則 （令和 6 年 3 月 25 日特別区福祉事務所長会決定）

1 この細目は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年 3 月 31 日以前に自立支援事業の利用承諾された者については、改正前の細目を適用するものとする。

3 令和 5 年 8 月 14 日特別区福祉事務所長会決定にかかる附則第 1 項を令和 6 年 4 月 1 日から施行すると改正する。